

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和2年7月15日(水曜日)

午後 2時35分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 4時 9分 散会

付託事件

議案第122号中別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第122号 令和2年度水戸市一般会計補正予算(第4号)中別表中歳出中第3款(民生費)、第4款(衛生費)中文教福祉委員会所管分及び第10款(教育費)中文教福祉委員会所管分

2 出席委員(7名)

委員長	鈴木宣子君	副委員長	綿引健君
委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(2名)

議員	小川勝夫君	議員	松本勝久君
----	-------	----	-------

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉事務所参事兼子ども課長	柴崎佳子君
福祉総務課長	堀江博之君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	野口奈津子君		
保健医療部長	大曾根明子君	保健所長	土井幹雄君
保健総務課長	小林かおり君	地域保健課長	龍田晴美君
教育長	志田晴美君	教育部長	増子孝伸君

教育委員会 事務局教育部 参事	菊池浩康君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長	三宅修君
総合教育研究 所長	春原孝政君	学校管理課長	細谷康之君
学校保健給食 課長	小川佐栄子君	学校施設課長	和田英嗣君
総合教育 研究所副所長	湯澤康一君		
6 事務局職員出席者			
法制調査係長	富岡淳君	書記	昆節夫君

午後 2時35分 開議

○鈴木委員長 引き続き、御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の執行部の出席は、新型コロナウイルス感染症予防対策といたしまして、最小限にとどめることとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第122号の1件であります。

お諮りいたします。審査の進め方につきましては、初めに執行部に提出議案の説明を求め、次に、順次質疑を行い、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、これより執行部から提出議案の説明を願います。

議案第122号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について、執行部から順次説明を願います。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 それでは、議案書①の1ページをお開き願います。

市議会議案第122号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第4号）につきまして、御説明いたします。

内容につきましては、議案書②の令和2年度補正予算に関する説明書の6、7ページをお開き願います。

第3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち、ひとり親世帯臨時特別給付金経費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少など、特に大きな混乱が生じているひとり親世帯の生活を支援するため、児童扶養手当の受給世帯等に対し給付金を支給するものでございます。

説明は以上でございます。

○平澤障害福祉課長 続きまして、議案書②、8、9ページをお開き願います。

2目障害福祉費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により生産活動の減少した就労継続支援事業所に対し、生産活動の再起に向けた費用を補助するため、所要額の補正を行うものであります。

以上でございます。

○野口高齢福祉課長 続きまして、3目高齢福祉費につきましては、高齢者福祉施設において感染が疑われるものが発生した場合に備え、多床室を個室化する改修費を補助するため、所要額の補正を行うものでございます。

以上でございます。

○平澤障害福祉課長 続きまして、第3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、障害児を療育する世帯の生活を支援するため、障害児福祉手当または心身障害児福祉手当の認定を受けている世帯に対し支援金を支給するため、所要額の補正を行うものでございます。

以上でございます。

○堀江福祉総務課長 続きまして、7目新生児特別給付金費につきましては、国の特別定額給付金の対象とならない4月28日から8月31日までに生まれた子を持つ世帯に対し、子育て支援として本市独自に10万円を給付するため、所要額の補正を行うものであります。

以上でございます。

○小林保健総務課長 続きまして、第4款衛生費、1項保健所費、4目母子保健費につきましては、産前産後支援経費におきまして、新型コロナウイルスへの感染等に不安を抱える妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合、分娩前にPCR検査等を受けるための費用を助成するものでございまして、補助金として3,200万円の補正措置を講じてまいるのでございます。

次に、6目保健予防費につきましては、感染症予防対策経費におきまして、水戸市と茨城県が連携し、水戸保健医療圏内の2市3町及び各医師会の協力の下、ドライブスルー方式等によるPCR検査等を実施するため、水戸保健医療圏地域検査センターを設置するもので、4,840万円の補正措置を講じてまいるのでございます。

以上でございます。

○湯澤総合教育研究所副所長 続きまして、議案書②の12、13ページをお開き願います。

第10款教育費、1項教育総務費、3目総合教育研究所費につきましては、1人1台のタブレット端末の導入に当たり児童、生徒の使用マニュアルの作成や教員への使用方法の周知など、学校における環境整備の初期対応を行うGIGAスクールサポーター10名を配置するための経費として、1,000万円を増額補正するものでございます。

○和田学校施設課長 続きまして、2項小学校費、1目小学校管理費についてでございます。

14ページ、15ページを御覧ください。

15ページ説明欄、小学校運営経費につきまして、学習支援感染症対策に係る支援経費として4,700万円を増額補正するものでございます。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る令和2年度補正予算を活用し、各学校は学校再開に際して、感染症対策等を徹底しながら児童、生徒の学習保障をするための新たな試みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう学校教育活動の再開を支援するもので、児童、生徒数により各校100万円から200万円の配当を行うものでございます。

続いて、小学校教育用コンピュータ経費につきまして、貸与モバイルルーターの購入費として1,300万円、1人1台端末タブレットの整備費として9億350万円、合わせて9億1,650万円を増額補正するものでございます。

貸与モバイルルーターの購入費につきましては、通信端末等を用いて家庭での学習を行う際、通信環境の整備が必要な家庭に対応するため、貸与可能な通信機器を調達するものでございます。

また、1人1台端末タブレットの整備費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い学校の臨時休業等の対応として、家庭においても学校とオンラインでつながり学習ができるなど、情報端末の必要性が一層高まり、当初、国で示していた整備スケジュールである令和5年度までの期間が令和2年度に前倒しさ

れましたことから、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る令和2年度補正予算を活用し、令和2年度中をめどに1人1台の情報端末を整備するものでございます。

続いて、小学校保健管理費につきまして、小学校における新型コロナウイルス感染症の集団感染を防ぐため、手指消毒液や液体石けん等の衛生対策用品の購入費用として1,870万円を増額補正するものでございます。

続いて、小学校給食管理費につきまして、感染症に対する衛生管理を強化するため、小学校7校において給食調理室の調理員専用トイレの洋式化や非接触手洗い設備等を整備する費用として、1,040万円を増額補正するものでございます。

次に、3目小学校建設費についてでございます。

説明欄、小学校施設設備整備事業費につきまして、指定避難所となる小学校の衛生対策を強化するため、校舎トイレの洋式化に係る委託料300万円、工事費1億2,500万円、合わせて1億2,800万円を増額補正するものでございます。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る令和2年度補正予算を活用し、浸水想定区域に係る避難所となる学校のうち、校舎トイレの洋式化が完了していない学校を優先的に選定いたしまして、トイレの洋式化を図るものでございます。

次に、3項中学校費、1目中学校管理費についてでございます。

説明欄、中学校運営経費につきまして、学習支援感染症対策に係る支援経費として2,400万円を増額補正するものでございます。

続いて、中学校教育用コンピュータ経費につきまして、貸与モバイルルーターの購入費として700万円、1人1台端末タブレットの整備費として4億2,900万円、合わせて4億3,600万円を増額補正するものでございます。

続いて、中学校保健管理費につきまして、手指消毒液や液体石けん等の衛生対策用品の購入費用として930万円を増額補正するものでございます。

次に、3目中学校建設費についてでございます。

ページを返していただきまして17ページ、説明欄、中学校施設設備整備事業費につきまして、指定避難所となる中学校の衛生対策の強化をするため、校舎トイレの洋式化に係る委託料300万円、工事費1億6,700万円、合わせて1億7,000万円を増額補正するものでございます。ただいま御説明いたしました3項中学校費の増額補正につきましては、小学校費と同様の事由によるものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 以上で、提出議案についての説明は終了いたしました。

それでは、これより質疑を行います。

初めに、議案第122号のうち第3款民生費について質疑のある方は発言を願います。

後藤委員。

○後藤委員 ページ6、7のひとり親世帯臨時特別給付金の経費の内訳で、報酬と職員手当等というのがございますが、これは何か月分の報酬と手当なのか教えてください。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

ひとり親世帯臨時特別給付金の支給に係ります報酬は、この事業実施に向けて会計年度任用職員を新たに任用するため、4名、9か月を積算してございます。

また、職員手当等につきましては、会計年度任用職員の期末手当に相当する部分と一般職員の時間外手当に相当する部分としまして積算しているものでございます。

以上です。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

ページ8と9の社会福祉費、障害福祉費の障害者施設のところなんですけれども、この金額は何か所見込んでいるのかということ、あとは高齢者施設を個室にするということで、これは本当に緊急でやらなくちゃいけないかなと思うんですけれども、これはいつ頃までにできるのかをお聞きします。

○鈴木委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

市内の就労継続支援事業所75か所を対象とする予定でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 それは、水戸市内の受注を受けているところ全部ということですか。それぞれの大きさに応じてということですか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 対象事業所といたしましては、75か所全て——就労継続支援事業所A型、B型という種別はございますが、大体75か所でございます。

ただ、給付の対象の条件といたしましては、一月当たりの生産活動収入が前年度比50%減、もしくは、3か月連続で30%減というような支給制限がございますので、事業所数といたしましては75か所ございますが、そのうち該当してくる事業所は、その中から限られるという形になります。

以上でございます。

○鈴木委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの補助金に関しましては、あくまでコロナ対策のための補助になりますので、年度内には工事を完了していただくということで進めてまいりたいと思います。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 今の障害者就労支援事業所支援で、この補助額の1施設当たり50万円というのは、一律のお金なんですか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

基本的に限度額が50万円という額でございまして、前年度同月比で50%減、もしくは、3か月連続で30%減という額と比べまして、減っている分が50万円より少なければ、その減っている額ということになりまして、最大の限度額が50万円ということになります。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 すみません、確認。

そうすると、減った分の補填という形のお金ということになりますか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

そうですね。前年度同月比と比べまして、減った額が50%未満であれば、その額ということになります。減った額と申しますか、50万円以上を超えて減になっていけば、最大50万円ということになります。

〔「減額分を補填するということになるっぺか。上限50万円で減額分を補填するよと。25万円減っていれば25万円しかやんねーよっていうことだろ、要は」と呼ぶ者あり〕

○平澤障害福祉課長 そういうことでございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今の件で全てに関わるかも分かんないんだけど、みんな満額見ているんですよ。

例えば、今の75か所で、掛ける50万円ね。50%もしくは3か月連続で30%切っていなかったら払わないということになると、このせっかくの予算に対して全て不用額になるね。これを見越して、それはしようがないということでこれは国に返却ですか。

例えば全事業所満額で計算しているんだから——コロナウイルスという形の中ではそれぞれこの施設でも支援費が必要だと。それに対しては、何らかの対応をするという考え方はないの。

現実には、せっかくもらった予算が使い切れなくて不用額になって国に返すってということ自体がね、もったいないと言ったらおかしいけど、そういうような気がするんですよ。

もう一つ、高齢者福祉設備経費。60床見えていますよということなんだけれども、もともと多床型の場合は安く入所できると。その代わり多床室ですよということスタートしているわけだけれども、これをやることによって個室対応とどう変わるんですか。

従来ユニット型でホテルコストを取ってやってきているわけだよ。今回これでやると、個室対応と同じ形になるじゃないですか。だって、多床室の個室化支援だよ。このまま字を読むと今のような読み取りになる。この辺については、ちょっともう少しよく中身を説明していただかないと分からない。

この事業をやって個室化になったときに、個室対応ユニット型に高いお金を払って入る人は、ここのほうが良いということになる可能性があります。この辺について、その差別化というのはどう考えているのかちょっと教えていただきたい。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

国に対しましての所要額調べにつきましては現在進行中でございます、75か所ございます対象事業所に対しまして、所要額の調べをしている最中でございます。ですので、実質申請が上がってくる件数というのは、ある程度絞り込んで国のほうに補助申請をしていく形になる状況でございます。ですので、基本的には対象となる経費に対しまして助成を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 違う違う。申し訳ないんだけど、国から国庫支出金として満額もらっているわけですよ、これ。マックス50万円で75件分をもらいましたよということになっているじゃないですか。この障害者就労支援事業所というのは、日頃からそんなに潤沢な経営をしているわけじゃないはずですよ。障害者の方々もね、なかなか仕事を探したり、それから販売に結びつけたり、こういうことが非常に少ない事業所もあるわけですから、せっかく50万円掛ける75か所をちゃんと担保しているとすれば、あえて返すということを考えるよりは、日頃から一生懸命やっている事業所に対して、こういう時期に前向きに——例えば就労支援事業所の中でこういうふうな改善をするのであれば出せますよとか、そういう考え方を取り入れていって、せっかく国がくれると言っているお金なんだから、全額使えということではないけれども、やっぱりそういう柔軟性を持たせた予算の配分というのをしていかないと、せっかく国が——だってお金くれると言っているのにさ、水戸が真面目にできませんよと言っているほど——そんなに水戸の事業所って賄われている事業所だけではないと思うんだけど。

私はちょっと今、そういう考え方をしたのでお話をしているわけです。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

補助対象経費といいますか、補助金が使える対象の事業といたしましては、生産活動の継続に向けました固定費関係の費用ですとか、在庫調整等を利用する風評被害に対応する広報活動に要する経費ですとか、比較的柔軟性を持って使える内容となっておりますので、75か所の事業所に対しましては、できるだけ補助を御活用いただけるような形でPRを強く行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これ国からの基準が50%もしくは連続3か月のうち30%という基準なの。水戸市が中核市になって緩和策とか何かというのはないの。それはないの。

まあ、いずれにしてもせっかくのこういう予算ですから、日頃からなかなか改修工事がね——前向きな事業のための改修資金がないとか、そういう事業所っていっぱいあると思うんですよ。まあ、いずれにしても無理して回している。稼げる事業所ではないわけですから、こういうときにある程度目を開いてやって、手厚い保護や補助をできるようにとにかく努力していただきたい。

数字はつくり方によってはある程度考えられるでしょうから、そういうものを指導するのであれば、情報としてこういうやり方もありますよみたいな、そういう指導も指導のうちだと思うので、ぜひそういった努

力をしていただきたいと思います。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの高齢福祉費関係の御質問にお答えいたします。

今回のコロナ対応の工事の補助の関係なんですが、まず、多床室。今までも多床室はございました。多床室のほうは低所得の方がお入りになるのに低額で入れるということで、ここ数年、水戸市でも多床室のほうを推奨して整備してまいりました。

ただ、国において、多床室といってもただカーテンで仕切られているとかそういうことではなく、あくまでもプライバシーの保護ということをきちんと対応した多床室にするよという指導がございましたので、今までここ数年整備している多床室につきましては、お隣同士きちんとある程度壁で仕切られていて、個室的なしつらえとなっている建物を整備してございます。

今回のコロナ関係の整備に関しましては、今までのプライバシーに特化したものと多少違うところがございまして、プライバシーの面ではお隣と顔を合わせないようにプライバシー空間がきちんと確保されているということが指導の対象でございましたので、壁と天井の間に多少隙間があってもそれはいいというような整備でした。

今回は飛沫感染を予防するために、隙間が空いてはいけない、天井までしっかり壁で仕切るよというこの整備になってございます。ですから、整備の内容としては今までと少し違うところがあるんですが、料金の制度とかそういうことに関しては多床室ということで変わりはないので、利用者様に対しては特に重い負担を強いるよなところではないと考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今までの多床室は、上下空いているパーティションでもよかったわけだね。今回は、もう上も下もちゃんと閉めて、入り口の関係はどうなの。それと補助率は、例えばパーティションで上下が空いているぐらいだったらある程度安価で済むけれども、今度は上から下までの薄い壁でも何でもいいから造るということになると、費用的にはかなりの負担になると思うんですよ。ここで言っているのは60万円だね、これ。補助金があるんだけど、これについてはどの程度、例えば工事費の50%とか何%とかそういう決まりがあるの、これ。ちょっとその説明もお願い。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 まず、お部屋の入り口の関係に関しましては、やはりある程度閉めて、きちんと隔離できるよな形は求められてございます。

あと補助率、補助金関係でございまして、通常のプライバシーの保護のための補助になりますと、1床につき73万4,000円ということでしたが、今回コロナ関係の工事の補助になりますと、1床につき97万8,000円ということになってございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 1床97万円というのは、4人部屋の場合に4床という見方。400万円出るということ。そうすると、多床型を個室対応にしたときに真ん中に通路を造らなくちゃならないでしょ。そして、入り口も造りなさい、入り口も閉められるようにしろと言うんでしょ。だから完全個室化だよ。そうすると、やっ

ぱりそのある程度多床型に余裕があるところじゃないと、これってなかなか難しいような気がするんですけども。

水戸市内の許可、最低でも車椅子が通れるところだから、標準からいけば約2メートル取れということになるよね。真ん中2メートル取ってさ、入り口も造りますよ、壁面も閉めますよと言うと、個室にはなるけれども1人当たりの専有面積は現実のところそれで大丈夫なんですか。1人当たりの専有面積1.75とか何か決まりがあったよね。それに至らないところはどうするの。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この補助金の制度につきましては、3月に国のほうからこのような補助金を出しますということで通知が発出されたところでございます。

3月には茨城県のほうで各施設にこういう補助金の制度ができたけれどもということで通知をしていただきまして、もしやりたいところがあれば手を挙げていただきたいということで県から通知を出していただきました。

4月になりまして中核市になったということで水戸市が担当となり、5月の初旬ぐらいだったかと思えますけれども、水戸市内の施設からもしそういう補助金が出るのであれば、うちのほうでぜひやりたいんだということでお声が上がりましたので、今回このような補正の要求をさせていただいているところでございます。

また、施設におきましては、一応その基準に合うような設計もこれからやっていただくような形にあるかと思えます。個室的多床室タイプということで壁は天井まで達して、専有面積としては最低基準は満たしていただきますけれども、やはりぎりぎりになるというところはあるのかなと思えます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 まあ、いずれにしても入所者側からすると、ユニット型対応はホテルコストを取って運営しなければできないわけだから、じゃ、取りますよ。今度は多床型もプライバシーが守られますよということになると、やっぱりどうしても多床型に走ってしまう。

それから、今の基準に満たないために個室対応ができないところもあるかも分からない。そういうところは逆に言うと、そういうふうにしなくてもいいわけだ。それとも、個室対応にしなければ多床型としての運営ができないので、例えば4人部屋を1人頭の1.75を確保できないとすれば、それは3人部屋に直して使ってくださいねみたいな指導もやっていくの。やらないの。

そうすると、ドアができていない多床型とドアができない従来型の多床型が混在するということ。

何を言いたいかというと、これまで個室対応ということでユニット型をやってきました。今度はユニット型ではなかなか費用がかかるので多床型でもいいですよということで、低所得者を何とか救おうということでやってきた。今度はコロナウイルスという特別な変化があったので、それを個室対応にしましょうねということになる。そうすると個室対応も二通りあるような形になるし、多床型も二通りあるようなことになってしまって、ちょうどその費用負担——まあ、どこでもこれお金が大変なので、入所の際の費用負担ということからすると、今まで国が推進してきた個室対応型、ユニット型というのは、非常に経営が大変な状況

になってしまう可能性もあると。

一方では、多床型であってもプライバシーが守られない多床型もあれば守られる多床型もあるよということで、非常にちぐはぐな行政になってしまうのかなということなので、これをやることについては僕は反対もしませんし、推進していただきたいと思えますけれども、今後の対応として、やっぱり水戸市としてはユニット型についてはこう考えています、こういうふうにしてください。多床型についてはこういうふうに考えています、ですからこんなふうにしてくださいという——やっぱりこの曖昧な部分をなくさないで、入所したってお金を払いながらやっていくので、この辺をきちんと整備をしてやっていただかないとまずいかなと意見だけ言っておきます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 すみません、関連で。これ利用した料金の返還というのも影響とかがあるんですか。

それはないと。分かりました。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、次に、第4款衛生費について質疑のある方は発言をお願いします。

木本委員。

○木本委員 先ほど議場で土田委員が質問しました。ちょっとそのときに確認したい点があったもので、地域検査センターの件でいいですね。

いわゆるドライブスルーですね、これ。今回、中央保健所内で8月上旬からやると。1日またいで12検体取れますということは分かりました。その後、その成分分析を民間のほうに依頼するという話を先ほど答弁で言っていたんですけども、すみません、保健所内にはPCRの機械があるじゃないですか。多分、中央保健所は複数台あるし、水戸市も持っていて、普通に考えるとドライブスルーを中央保健所でやったら、そのまま隣にあるPCRの機械にかけたほうがスピードとしては早いと思う。

もちろん、コロナがどのぐらい出て、1日にどのぐらい検体を取れるかというのは、もちろん予備としてそちらの民間の検査所があるということは分かるんですけども、なぜわざわざそっちに持っていくのかなというのがちょっとよく分からなかったもので、そこの御説明をお願いします。

○鈴木委員長 小林保健総務課長。

○小林保健総務課長 ただいまの委員の御質問についてお答えいたします。

今回整備を考えております地域検査センターにつきましては、今後の感染の拡大を迎えての検査体制の拡充ということで、その一つの策ということになるんですが、これまでは保健所を通しての検査ということでやってきたんですが、その保健所を通さない検査ルートをつくっていただきます。これまでの保健所を通しての検査というのは、保健所から帰国者・接触者外来を設置している医療機関に検体を取っていただいて、検査を市の保健所で行うという体制でやってきたんですが、そうではなくて帰国者・接触者外来を通さないで、今回整備する検査センターで検体を取って、そして民間のほうに検査をお願いするという新たなルートをつくっていただくことで、帰国者・接触者外来の負担を減らすというようなこともありまして、そのような検査ルートを今回整備しようということになりました。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 いや、課長のおっしゃるとおり、その感染拡大期において今言ったルートを確認して、かつ民間の協力を仰ぐということは非常に大事だと思うんですけども、私が言っているのは通常——例えば、今1日どのぐらい検査をやっているか分からないけれども、ドライブスルー方式で、ある程度保健所でも余裕がある場合に関しては、それは隣でやったほうがいいんじゃないですかというシンプルな——いわゆる感染拡大期に1日に何回も検査を行わなくちゃいけない場合に、恐らく帰国者・接触者相談センターもいっぱいになってしまうし、あとは、いろんなほかのところもそうになってしまうかもしれない。じゃなくて、そうじゃないときには別にドライブスルー方式であれば、そこで検査を行ってそのまま普通に隣の保健所——目の前にPCR検査の機械があるわけですから、そういうところは臨機応変にやればいいんじゃないですかという話であって、それはやらないということですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの委員の御質問についてお答えいたします。

今回の地域検査センターにつきましては、かかりつけ医からの紹介をもって検査をするというようなことなんです。そちらにつきましては保険診療を取るというような形の中で検査を進めるということで考えております。水戸市保健所で行う検査というのは、いわゆる行政検査を行う体制になっておるんですが、そちらにつきましては今後は濃厚接触者であるとか急な検査が必要な方、そういった方に対する検査体制ということで、ルートを別々に設けて検査体制を拡充するというようなことで考えておまして、保険診療で行うということは、市のほうで検査を受けるというそういった手続は……

○木本委員 行政検査じゃないやつをドライブスルーでやるってことですか。よく分からないんですけども。

〔「要するにドライブスルーは誰がやって、だからこうなんだという説明をしてよ」と呼ぶ者あり〕

○小林保健総務課長 今回の地域検査センターのほうで行うドライブスルーの検査は、市民の方がかかりつけ医に行って検査をしたいというお話をしたときに、医師側がこの方は検査が必要だと、その方を検査していただくものが地域検査センターということになるんですけども……

○木本委員 ごめんなさい。そのドライブスルーじゃなくたって、今の保健所だってお医者さんがそう判断しない限りできないわけじゃないですか。そうですね。保健所だってお医者さんの判断なくしてPCR検査はできないわけで、だけど今の課長の話だと別にこちらの医者が判断したけどできないという話で、その違いは何があるんですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの委員の御質問についてお答えいたします。

これまで帰国者・接触者相談センターを通してやっていた検査というものにつきまして、PCR検査を必要とする患者さんを適切なときに、必要なときに検査をするための体制を整える必要があるということで、その検査のルートをさらに広げるための体制を整備したいということで、この地域検査センターを設置いたしまして、それと先ほど申し上げました行政検査としてやらなければならない保健所のほうの検査機器を

使った検査という別のルートをそれぞれ確立するというで……

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 地域検査センターでやる検査は行政検査ではないということが言いたいんですか。

そういうことなんですね。

そこで聞きたいんですけども、じゃ、例えば、私がかかりつけ医でも最寄りの病院に行ってコロナの疑いがあると。自分で言うわけですね。問診されるでしょう。そのときに私はどっちに振られるんですか。お医者さんから。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

かかりつけ医が必要と判断した場合には地域検査センターのほうに紹介をいただいて、そちらで検体を取っていただくということになります。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、今までお医者さんは保健所に電話していましたよね。そこはこれからはどうなるんですか。そこはそこでまた違うの。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

これまでは保健所のほうの相談センターを通してということになっていたんですが、そこを今後につきましては切り替えて、地域検査センターのほうに検査を回すということになります。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、基本的にこれからお医者さんでこの人は検査が必要だと思われた人は、全てこの地域検査センターのほうに回されるということによろしいでしょうか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

かかりつけ医から御紹介のあったものについて全てというわけではないんですが、地域検査センターのほうで実施をしていくということになるかと思いますが、例えば、体調が急に悪くなってしまったとかそういったような急を要するような場合には、やはり市の保健所を通して帰国者・接触者外来のほうにつなぐというようなこともあろうかと思えますし……

○木本委員 私がちょっと引かかるのが、まず、よく分からないというか、あと行政検査の対象になるかどうか、医者はどう判断するんですか。どっちにしろ回すのに。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

基本的にはかかりつけ医から検査をお願いするという場合には、今後につきましては地域検査センターのほうを御紹介いただくということになります。状況に応じまして、急を要するかというような場合には保健所のほうの相談センターを使うということもあろうかと思えますし、今後につきましては、公的病院等にPCR機器を整備したということになれば、そちらで検査をしていただくというようなことも考えられると

思います。

さらに、医療機関のほうで民間の検査機関のほうに回すというような検査体制も今後整備されていくことになるかと思しますので、様々な検査ルートがこれから整備されていくということで考えております。

○木本委員 あとこの地域検査センターに行った場合、通常の医療費という話でしたよね、先ほど。いわゆる保険診療代がかかりますという話と、あと行政検査の場合、基本は行政負担だからかからないというこの違いを医者はどういう意味でそういう差をつけるの。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

市のほうで行う行政検査につきましては、渡航歴であるとか感染者の濃厚接触といった感染がより疑われる方に対しましては感染症予防の法律に基づいて調査を行うということで、それが自治体の事務ということになっておりますので、そちらにつきましては市の保健所のほうで行政検査として行うということになります。

そして、かかりつけ医にかかり、医師が感染を疑った場合には保険診療での検査ということになりまして、地域検査センターのほうで検査をしていただくということになります。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 初めからそうお伝えいただければ、もっと時間が早く済んだと。

分かりました。取りあえず、保健所でやる場合には、あくまでも濃厚接触が疑われる場合にはそちら側の行政検査となり、一般的に何か体調が悪いんだけどコロナかもしれないといったような場合には、地域検査センターに回されるということですね。

ちなみに、民間の検査をする場所ってどこですか。

先ほどの答弁だと何か1日ぐらいかかるようなことを言っていたんですけれども。隣の保健所でPCR検査をやるんだから、そこでやったほうがいいだろうという考え方だったんですけれども。わざわざ遠くのほうまで送るんですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

県内の医療機関が活用している民間検査機関につきましては、主なもので6か所程度あるということなんですけれども、今、民間の検査機関のほうに検査をお願いしてかかる時間というのが、検体を搬送してから一、二日程度で結果が判明するということですので、市の保健所で行っている検査と同等の期間で結果が得られるというようなところであります。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 これ、ちなみにまだ設置していないという話でしたけれども、これから市内の4病院にPCRの機械が設置されますよね。そこともまたやっぱり別ルートだという認識でよろしいですか。

分かりました。長いので最後にしますけれども、ちなみに保険診療代というのは大体幾らぐらいになるんですか。今までの方はほとんどね、いわゆる行政検査でただになっている人が、この地域検査センターになるとお金を払わなくちゃいけない。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

保険診療での検査ということなんですけれども、こちらにつきましては医師が検査を必要と判断したものにつきましては、行政検査とみなすこととなっておりますことから、患者の自己負担分は公費で負担をするということになります。ですので、患者さんが自己負担分を出すというようなことはありません。

ただ、検査の費用に含まれない初診料につきましては、患者さんの負担が発生するということになります。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 検査自体は行政負担でできますよ。ただ、お医者さんに診てもらう部分に関して、初診料に関しては別ということ。それは、その医者によって少し変わる可能性があるということですかね。

分かりました。じゃ、一旦終わりにします。

○鈴木委員長 ほかにどうですか。

田口委員。

○田口委員 木本委員の関連なんですけれども、ドライブスルー方式であるということなんですよね、これ。まず、その体制とドライブスルー方式の検査の方法をまず教えてください。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

検査の方法につきましては、唾液によるPCR検査方法を考えております。

あと、その検査体制につきましては各医師会の先生方の御協力をいただきまして、輪番というような形で実施をしていくことを予定しております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、これは水戸保健医療圏内2市3町の皆さんが協力しながらこのドライブスルー方式をしようということで、合同で始まるということでもいいわけですね。

それと、その前の産前産後の支援ということで、この実施に当たっては検査を希望する場合と書いてありますけれども、これ希望する場合というのは、医師が判断するのがやっぱりウエートを占めているということで理解していいですか。本来ならば、皆さんやったほうがいいということではないのかな。その辺、何かちょっと詳しいことが分からないので。

○鈴木委員長 龍田地域保健課長。

○龍田地域保健課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの事業の対象になりますのは、無症状で不安を抱える妊婦さんのうち、かかりつけの先生と相談した上で検査を希望した方ということでございますので、妊婦さん自らが不安を訴えて、先生に相談して、先生の説明を受けて検査をしましょうということに至った方ということになります。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

後藤委員。

○後藤委員 先ほどのお話とちょっと同じところになっちゃうんですけれども、その産前産後のPCR検査

というのは、いつからいつまでの妊婦さんを予定していて、どのぐらいの希望者を見込んでいて、あとは分娩するに当たって、入院する前に心配だから検査するという状況——何ていうんですかね。どういう人が希望しているのかと、あと時期についてお答えください。

○鈴木委員長 龍田課長。

○龍田地域保健課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちら3,200万円の予算を計上しているんですけども、こちらは1回の検査につき2万円掛ける1,600件分ということで見込みをつけているところなんですけど、その1,600件という数字につきましては、1か月の母子手帳の発行数が約200件前後でございます。それで8か月分ということになるんですけども、できれば8月からの開始を目指しまして、8月から3月までの8か月間ということでこの数字を見込んでおります。

それから、どれぐらいの妊婦さんが受けるかということにつきましては、今のところ、どれぐらいの方が不安を抱えて希望するかというところが見込むことができませんので、最大の可能性を考えて1,600件という数で見込んでいるというところでございます。

それから、この検査の時期なんですけれども、分娩予定日の2週間前というのが国から示されている目安となっておりますけれども、個々の状況に応じまして、早産リスクなどがある方もいらっしゃいますので、具体的な日程などは医師と相談するということになっております。

この検査の補助につきましては1人の妊婦につき1回ということになりますので、分娩に係る感染リスクを避けるためというのが目的ということになるのかなと考えております。

以上です。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 分かりました。

そうすると分娩予定日の2週間前ということで、不安だから、入院する前にしっかりと検査をしてちゃんと備えようという人に対して行う予定ということによろしいですか。

○鈴木委員長 龍田課長。

○龍田地域保健課長 分娩前に感染に関しての不安を抱えている方ということになります。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

先ほどのドライブスルーのところなんですけれども、今までのお話を聞いていると、そのうちだんだん市中とかに感染が拡大していった場合を考えていくと、この保健所の検査はなくなって、ドライブスルーとかそういう民間のほうにどんどん比重が行くような形になるような予定なんですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの委員の御質問についてお答えいたします。

相談センターを通しての保健所のほうの行政検査というのは、濃厚接触者の方の検査に重点を置いて今後は進めていくことになると思うんですけど、陽性者の方が多くなった場合にはそちらのほうの件数も増えてくると思いますので、感染者が増えればどちらも増えてくると思います。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、次に、第10款教育費について質疑のある方は発言願います。

木本委員。

○木本委員 すみません、GIGAスクールについてちょっと教えてもらいたんですけども、年度内に整備を目指すということなんですが、タブレットの配付も含めて整備を目指すという認識でよろしいのでしょうか。もしくはいつぐらいを想定しているか。

○鈴木委員長 菊池教育部参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 ただいまの御質問にお答えいたします。

GIGAスクールの整備のスケジュールでございますけれども、タブレットにつきましても今回補正予算に計上しておりますので、それをお認めいただけましたらば、速やかに調達の手続に入っております。年度内に調達していきたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 分かりました。

じゃ、整備とタブレットは年度内に整備したいということなんですけれども、ちなみに、これ、じゃ配付終わりました、年度内に。そうしたらこれどうするんですか。ちょっと使うイメージが、まだちょっとよく分からない。もちろんコロナで学校が休校するとすれば家庭で、先生は学校でやるのかもしれませんが、子どもたちは家庭でという話なのか、そこら辺ちょっと御説明をいただければと思います。

○鈴木委員長 湯澤副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの木本議員の御質問にお答えします。

1人1台タブレット端末が配置された際には、まずは、学校の授業で最大限活用していきたいと考えております。

そして、有事の際と言いますか、今回のコロナのように学校が臨時休業になった際には、端末を持ち帰ってオンラインで学習ができるような形で考えております。

学校と先生と児童、生徒でということ考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ちなみになんですけれども、これ例えば小学1年生が持ちますよね。そうしたらそれをずっと、中学3年生まで持ち続けるということよろしいですか。

○鈴木委員長 湯澤副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えします。

今回の端末については誰々に1台与えるというのではなくて、1人1台分の端末を用意してクラスに置いておくという考えでおりますので、学校で使うということ考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ふだんから持っていていいのかと思ったらそういうわけじゃないんですね。だから、休校とか

何かの要請があった場合にだけそれを持っていくということで、通常は授業で使うということが限定だというね。分かりました。それだけ確認したかったので、以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 まず、この水戸スタイルの教育指針ということで、GIGAスクールのサポーターが予算化されておりますけれども、委託料というのはどういう管理なんですか。どういう関係のところに委託をして——それで1,000万円ですか、これ。10名ということなんですかけれども、その内訳というのはどんな内容か。

○鈴木委員長 湯澤副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

今回GIGAスクールのサポーターということで、ICTに詳しいICT関係企業のOBなど、ICT環境の整備等の知見を有する方をお願いしたいと思っております。10名お願いしたいと思ひまして、6か月で週3回お願いしたいと思っております。

その雇用の方につきましては、ICT技術者の人材派遣を行っているような会社から派遣していただきたいと考えております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そのめどは立っているということでもいいのか。今から。

それから、これあれですね。第10款は全部いっちゃうんだよね。

○鈴木委員長 はい、大丈夫です。

○田口委員 次の小学校運営経費という中で、校長の判断でというのがありましたよね。校長の判断で計上する学習支援・感染症対策。これ校長の判断というのは、学校それぞれだと思んですけども、何か指標というかそういう何かがあるんでしょう。校長の判断でこのお金を使っていいんですよということじゃなくて、例えばどのようなものがありますか。

○鈴木委員長 小川学校保健給食課長。

○小川学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの補助事業につきましては、学校再開に伴いまして感染症対策を徹底しながら、児童、生徒の学習を支援するために必要な物品を校長先生の判断で迅速かつ柔軟に購入できるというものでございます。大きく分けて感染症対策に係る経費、それから学習保障に係る経費というふうに活用する分類ができております。

具体的に、例えば感染症対策であれば次亜塩素酸ナトリウムなどの消毒用品、またはパーティションやビニールシートなどの感染防護用品、または保健室において、発熱者とけがをした子を分けるための簡易ベッドやベッド周りのカーテンなど、そういったものが考えられます。

また、学習保障ということで見ますと、教室内での密を避けるためにクラスを2つに分けて、空き教室を活用して授業を実施する場合に必要となります机、椅子、ホワイトボードなど。また3密対策のために学校行事などにおいて通常より多くバスを借り上げる際のバスの追加分ですね。または再度、仮に臨時休業となった場合の家庭学習に必要な教材の印刷に要する費用そういった様々なものが考えられてまいります。

こちらにつきましては国の補助事業となりますことから、おおむねこういったものが対象になるというものについて、教育委員会のほうで校長会と調整を図りながら全校に対して一定のものを示させていただいて、その中で校長裁量で自由に自分の学校の実情に応じたものを御用意いただきたいと考えております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 あと、もう1点。

本会議でもありましたけれども、トイレ。今まで整備した中で蓋がないというのは結構ありましたよね。いろんな公共施設以外でも。この蓋がない理由と、本会議では部長が蓋があったほうが望ましいような厚労省あたりの見解を述べられましたけれども、蓋がないというのは何か意味があったと思うんだけど、なぜ蓋をなくしてもいいのかなという。

○鈴木委員長 和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問でございますけれども、まず、現在行っておりますトイレ洋式化事業において、整備しています洋式トイレに関しましてはほぼ蓋付のトイレで整備を進めておりまして、今回の10校、それ以降に対しても蓋付で行っていくことというふうに考えております。

ただ、この事業の以前に単独で洋式化を図っていた頃がございまして、そのときに実施した洋式トイレに関して蓋付、蓋なしというところがちょっと練られていたのかどうかというところは、申し訳ございません、ちょっと確認不足で確認できていないんですけれども、今のような理由でございます。

以上です。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 急にこのコロナになってから感染、飛び散るとかそういう衛生面で蓋があったほうが良いというような——議場でもありましたけれども、そういうポスターが貼ってあったりとか、あといろんなところでそういう専門的な意見を踏まえて、そういう判断でそういう声が達しているんだろうと思います。そうすると、先ほどもこの予算に関しては蓋付ということで、それから、これまでの蓋付でない部分は今後検討しますと言っていましたけれども、検討というのは前向きに造る方向でやんなくちゃならないんじゃないですか。安全対策というかいろんな面を考えたならば。だから、その考えというのは早急にまとめなくちゃならないでしょう。あと、学校の残り分をやるというのも、これは完全に全部蓋付でいくという考えですか。

もう一度確認したいけれども、その今までやられた分に対しては、簡易的に蓋がすぐできるものなのか。あるいは、便座そのものを交換しなくちゃならないのか。簡単にできそうな気がするんですけども。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問ですけれども、まず、現在進めている洋式化につきましては、蓋をつけた形で整備してまいりたいというふうに考えているんですけども、既存の洋式化されたトイレの蓋付、蓋なしというところについては、現況のほうをよく調査させていただきます。今洋式化を図っているものの中で、温水洗浄機能付の暖房便座というものも併せて整備させていただいております。こちらがないものも既に洋式化されたものの整備内容であったりして、それに関しても、まずは和式のトイレを洋式化するというところから整備し始めたところですので、その辺も含めまして今後の検討材料にさせていただきたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 さっきのGIGAスクールの加速化に対する流れの中で、タブレット端末、それから家庭内のいわゆる受信ルーター、この設置を予算化している。対象についてはここに数字が出ているんだけど、これは調査事項に基づいての数字なのか。それともそうじゃないのか。

それから、自宅で、タブレット端末を使って授業を行うとすれば、当然ながらWi-Fi契約も必要だということになると。そういった費用負担はどういうふうにするのか。

それから、このタブレットを持ち帰った際の事故。落としてしまったとかね。そういうふうなことに對して管理上どんな手当てをしていくのか。様々な課題が考えられると思うんですけども、この辺の運用については、現在のところ何か決まりがつかってあるのか。それとも、これから全部そういうものも年度末ぎりぎりぐらいだと思ふんだよね、逆に言えばね。それまでに考えるということなのか。その辺についてはどうなんですか。

○鈴木委員長 湯澤副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えします。

初めに、モバイルルーターの数についてですが、こちらにつきましては5月末に各家庭に通信環境があるかどうかの調査を行いまして、調査結果では約1割の家庭でそういった通信環境がないという結果が出まして、その1割を今回予算として計上させていただきました。

それと家庭における通信の際の費用についてですが、こちらにつきましては御家庭で負担いただきたいと考えております。ただし、生活保護世帯や準要保護世帯につきましては、学習に必要な通信費を教材代として支出することは厚生労働省から示されておりますので、それについては適切に対応してまいりたいと思ひます。

それと3点目の事故といいますか落としてしまったときの対応についてですが、今回機種選定に……

○袴塚委員 落とす、紛失、戻ってこない。

○湯澤総合教育研究所副所長 今回機種選定に当たりましては、まず堅牢なものということで頑丈なものを選定していきたいと考えております。それと、予備機として1,000台程度購入していきたいと考えております。

その方針といいますか、その対応につきましては今後検討していきたいと考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、予備の台数も1,000台ということになって、あらかじめ全容が分かったんですけども、いずれにしてもその卒業生——これ全校全学年一斉に配付するんだよね。今回ね。前は6年生だけとか中1とか中3とかそういうこと言っていたけれども、今回はこれで全部やるよと。

Wi-Fi機能がない家庭は全体の10%ぐらいだったんで、それについては今、対応していますと。

そのGIGAスクールのサポーター、週3回という話ですよ。この方たちは、今これ補正予算を取って、整備が今年度いっぱい終わるか分からないぐらいでしょ。この間、何やっているの。

○鈴木委員長 湯澤副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えします。

G I G Aスクールサポーターについては、納期の3か月前からお願いしたいと考えておりますが、その3か月の間に児童、生徒や教員約2万人のソフトウェア等のアカウントを作成したり、また、既存の端末のデータを移行するなどの作業、また児童、生徒用の使用マニュアルや教員用の管理マニュアルなどを作成する、また教員に対しての使用方法の周知などをお願いしたいと思っております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 3か月前にスタートするということだよ。要はね、今これ10人で100万円の予算ですよ、1人当たりね。この100万円の予算というのは3か月分の報酬という考え方。それとも、この人たちがいつから頼んで、3か月前に来ましたよ。学校の授業というのは、これやったことない人たちだと。素行は優れているかも分からないけれども、子どもの教育とかやったことがない。それから、パソコンをやっている多能なんだけれども、子どもに対してどういう対応ができるか。そういう人的な要因もありますよね。

もう一つは、学校の先生でタブレット端末を活用して授業できるという方は、そんなにおいでにならないんじゃないかな。そんなこと言っちゃ申し訳ないけれども。そうすると、その人たちの再教育というか、このG I G Aスクールに合うような変身をどういうふうに行っていくのか。そして、最低でも来年の4月からは、さあ機材もそろいました、先生もばっちりです。いよいよ4月から盤石でやりますよという体制に持ってくるには、この10人の役割というのは非常に大きいと思うんですけども、その辺のシナリオはこれから考えるの。それとも、もう既にできているの。

○鈴木委員長 湯澤副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えします。

G I G Aスクールサポーターにおきましては、学校において端末の導入の初期対応に当たる人ということと考えておきまして、先生の研修につきましては、別に総研において実施したいと考えております。

その研修の内容ですが、各学校の情報教育主任に研修を行いまして、校内のICTリーダーを育成して、その校内の情報教育主任が各学校において研修を実施し、校内の研修を進めていきたいと考えております。

また、学校長が情報教育を理解していないと校内での推進が進みませんので、学校長を含めた管理職についても研修を実施してまいりたいと考えております。

それと、さらに各市内5ブロックに分けた各ブロックから、2名程度ICTにたけている教員を集めまして、G I G Aスクールプロジェクトチームとして、より高度な研修を実施しまして、ICTに関するエリア内の教員からの問合せに対応したり、また、他校の校内研修の講師になるなどの研修を実施し、各教員がICTを使えるようにしていきたいと考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 大変理想的な御答弁をいただいてね、本当にできれば素晴らしいと思う。

でも、前パソコンを導入したときに、やっぱり同じような答弁があった。ところが、現実問題として、そういうリーダーというのは若い先生なんだよね。学校の体質というのは、ややもするとやっぱり年功序列、校長に逆らえる人は誰もいない。こういうことになっちゃうと、非常にそのやる気のある先生がそういうところに立っても、やっぱりそれがスムーズに教育につながらない。先生方の教育につながらない。意識統一

ができない。こういうことがあるので、これらについては総合教育研究所としても相当熱を入れてやっていただかないと、学校によってこのICT教育で物すごい格差ができる。この先生方の格差だけならいいんだけど、それが結局は生徒の格差につながる。こういうおそれが非常に強いんですよ。だから、やっぱり真剣にその辺のシナリオを考えて、そして常にこれでいいのかという感覚の中で、その教育が推進できているのかできていないのか、それを検証していただく。そういう仕組みをやっぱり総研の中でもつくっていただいて、進行管理をしていただきたい。

それから、先ほど小川課長さんのほうで、学校で物を自由にお買えるような、メニューをこうしますよと。今回このコロナ対策という流れの中では、さっきちょっと次亜塩素酸ソーダだという話があったんだけど、一説によるとコロナには次亜塩素酸ソーダは効かないよという話があって——一般の感染症の中には効くものもあるんでしょうけれども——校長先生の判断で買うというところがみそだと思うんです。校長先生の判断で買うところがみそ。だから、何ていうかな。心配性の人はいろんな物を用意するのも分からないけれども、そうじゃない校長先生もいる。だから、この辺についてもね、やっぱり学校として最低限そろえなければならない機材については、やっぱり校長判断とか何かというよりも、やっぱりきちんと総合教育研究所としての指導、指針を表していくということが大事なんじゃないかなと。

今のタブレット端末にしてもルーターにしても、それから今の学校が自由にお買えるそういう用具にしても、これってどういう方式で買うんですか。随契か何かで買っちゃうんですか。それとも入札方式か何かを取るんですか。

[発言する者あり]

○袴塚委員 例えよ、これを買うというときに、これだけの予算で買うんだからさ、当然即入札ですとかさ、そんな返事ってないの。何か打っても響かないんだよ。だから教育効果も上がらないんだよ。

○鈴木委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事 ただいまの御質問にお答えいたします。答弁が遅れまして申し訳ありません。

御質問の中で学校の配当の予算の部分と、それからタブレットあるいはルーターというお話がありました。

まず、私のほうからはタブレットPCですね。それとルーターに関しましては、これは入札ということになります。

タブレットに関しましては額が大きいものですから、この予算をお認めいただいた後に執行手続を進めまして、9月議会の議案として提案させていただければというふうに考えております。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問のうち、学校配当に関する予算の執行方法について御説明いたします。

学校で購入する物品関係、これは通常の物品の購入でも実施しているんですが、それと同様の方式で金額に応じた見積りの調取を行いまして、学校のほうで購入するという手続になります。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

タブレットはね、これ大量になっちゃうのでなかなか地元企業というわけにはいかないかも。ですから、ぜひ——ただ今からこれやってさ、9月の議会にかけられるぐらい募集できるの。入札に参加するというのは数持っていないきゃできないべ。でなかったら、いつまでにそろってという確証がなくちゃできないので、これってなかなか僕は9月までと言うと、今はおおむね話が出ているところがあって大丈夫だよと言われていたりかっていうことでもなければね、なかなか非常に厳しいのかなと思うので、それは9月に議会にかけて契約案件として上げられるのであれば、早急に手だてをしてできるだけ早く環境を整えるということがいいと思います。

それから、今、和田課長さんのほうで答えていただいた部分については、やっぱり地域という特性を生かした発注の方法をお考えいただきたい。やっぱり学校の近くにいろんな会社、お店があって、そして、その方たちが地域の中で連携をしながら学校も支え、社会も支えている。そして、そこで買っていただくことによって水戸市の税収が上がる。こういうことになるものですから、ぜひ購入に際してはそういう手厚い考え方も入れながら、ぜひ調達していただきたい。

それから、さっきのトイレの話に行きますけれども、トイレについては、要はそのコロナウイルスの中で触らないということが前提だよ。とすればですよ、予算1台幾らで見ているか知らないけれども、今、人感センサーがついていて人を感じると蓋が上がって、で座って用を足して、立ち上がると水が自動的に流れて蓋が自動的に閉まる、こういうトイレがあるわけですよ。それで見ているのかどうか、それは高いから見えていないと思うんだけど、いずれにしても何のために用意するかというところをきちんと見極めていただいて、その物品調達をしていただきたいなと思いますし、これまで水洗に扉がついている、戸がついているついていない部分については、先ほど言われたとおりだと思うんですよ。最近のウォシュレットタイプも——まあウォシュレットって特定用語だから言っちゃいけないんだけど——温水洗浄機能付のトイレについては全部蓋付だよ、今。上だけ交換しても今2万円か1万9,800円とかそのぐらいで売っているもので、やっぱりそういうもので対応しても、これだけの予算があれば十分足りるのかなと。

この辺についても地域内の水戸市内の設備業者がおいでになりますから、そういうところを活用していただいて、やっぱりきちんと水戸市の中にお金を回せるようにそういう仕組みをぜひ考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 すみません、ちょっと確認だけなんですけれども、先ほどのGIGAスクールサポーターの配置について、今までもICT支援員っていらっしやいますよね。その方とは別の役割ということなのかという。そうすると、このGIGAスクールサポーターの10名の方というのは、この導入のときだけ頑張ってもらおうという形で、その後ずっといるというわけではないということではないでしょうか。

○鈴木委員長 湯澤副所長。

○湯澤総合教育研究所副所長 ただいまの土田議員さんの御質問にお答えいたします。

現在も配置されているICT支援員につきましては、授業計画の作成や機器のメンテナンス、教員への研修など、日常的なICT活用の支援を行っております。

それに対してましてGIGAスクールサポーターにつきましては、学校における環境整備の初期対応を行うものでございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、質疑を終わらせていただきます。

それでは、これより議案第122号について御意見等伺いながら採決に入ってまいりたいと思います。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

○袴塚委員 委員長、今まで散々述べたから、意見はそれを取り入れていただいて、採決一本でよろしくお願いします。

○鈴木委員長 そのようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、議案第122号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について、採決を行います。

議案第122号中別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分について、可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 総員挙手であります。

よって、議案第122号は可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

次に、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りいたします。

委員会報告書作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 4時 9分 散会